

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年11月13日（金）16：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの御質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をしてください。

それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。コミナトさん、どうぞ。

○記者 読売新聞のコピナタです。

今日、文科大臣に勧告を出されたということなのですが、それについてお伺いします。今日、大臣から、各省庁と連携して対応したいということで、その中で、規制庁からもいろいろ御助言をいただきたいということがありました。これについて、どういうお考えなのかと、もし仮にそういう検討会みたいな組織を作ったときに、文科省からそういう検討チームに入ってくれと言われた場合、どうお考えでしょうか。

○田中委員長 入りません。入れません。勧告出して、自分で答えを作るわけにはいきませんから、入りません。多分、大臣は、一種の儀礼的な言葉としてそういうことをおっしゃったのではないかと私は受け止めて、だから、その場では何もお答えしませんでした。

○記者 もう一点、国会でも質問があったのですが、勧告の中で、今後、新たな運営主体を見つけるようにということなのですが、懸念されるのは、高速増殖炉を扱っているのが機構以外にないという児玉理事長の話もありまして、看板の掛け替えになりはしないかという懸念があるのですが、それについてはどう思われますでしょうか。

○田中委員長 それは明確にお答えしました。看板の掛け替え、付け替えというのは、我々はそれを許容するつもりはなく、安全上の問題として、その点から評価して判断しますということです。今日の勧告でも、原子力機構にかわるというふうに明確に書いてありますから、そこのところは素直に読んでいただく必要があると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にはいかがでしょうか。では、アマノさん、お願いします。

○記者 産経新聞、アマノでございます。

同じく勧告についてなのですが、勧告の意義とか意味合いについて、広くお伺

いしたいのですが、規制委員会、歴史は浅いですが、日本の行政機構としては、いわゆる縦割り行政で、他の組織に対してものを言うというのは直接なかったかと思うのですが、そういう意味で、今回、文科省に対して、そういう権限を行使するといった意義づけというのをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

- 田中委員長 改めて特に意味があるというよりは、基本的に、我々に与えられた最大の使命は、人と環境を守るという観点からいろいろなことを、まさに相手が誰であろうが、それをきちっと貫き通すという観点から今回の勧告に至ったと、私はそういうつもりでありますし、皆さんも多分、各委員ともそういうことだと思います。
- 記者 文科大臣に直接、委員長、お会いされていましたが、当初、事務方の調整の問題で拒否はされていたのですけれども、実際に委員長自身が文科大臣に直接渡したかったという意図はどの辺にあるのでしょうか。
- 田中委員長 本件については、初めての勧告だからということもありますけれども、勧告の中身が非常に重要な意味も持っておりますので、それをきちっと責任者である大臣に受け止めていただく必要があると思いますし、そういったものを事務的にだけやるというのは若干、私としては礼儀を欠くのではないかという思いもありまして、そういうことを事務方に当たってもらっていたのです。急遽、アマノさんの新聞などを見て心が変わったのかどうか分かりませんが、状況が変わったと。まあ、よかったと思います。直接、短時間でもきちっと渡すことができます。
- 記者 最後に、勧告の中で1つ気になっておるのですけれども、勧告の2番目のところで、つまり、主体が見つからなかった場合、かわりの者が見つからなかった場合、安全上のリスクを低減させるよう抜本的に見直すと。つまり、裏を返して読むと、安全上のリスクを明確にして、もんじゅのあり方を見直せば、発電する炉としてではなく、いわゆる純粋な研究主体、開発炉として見直すのであれば、再び原子力機構に任せてもいいのではないかというふうにも読めるのですけれども、そういう捉え方は間違っていますでしょうか。
- 田中委員長 そういう趣旨ではありません。やはり一のところがありまして、1番目の原子力機構にかわる主体ですね。そういった、かわる主体がそう簡単に見つからないということで、ずるずると時間が過ぎていくということは、安全上の観点から困るので、その場合には、今日も大臣に申し上げましたけれども、とめた状態でもリスクを持っている原子炉ですから、そこはリスク低減のための対策というか、そういうことを御検討いただきたいということを申し上げてきました。
- 記者 確認なのですが、もんじゅがどのような形になったとしても、どのような安全体制を整えたとしても、原子力機構には絶対に任せられないと、そういうふうに考えてよろしいですか。
- 田中委員長 結局、この勧告を出すに至ったのは、原子力機構ではだめだという判断をしたわけですから、今、おっしゃっている、どんなことという中身はよく理解できない

のですけれども、具体的にならないから。基本的にはそういうことはあり得ないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他には。そうしたら、ミヤジマさん、クマイさん、マサノさんの順番でよろしいでしょうか。では、ミヤジマさん、お願いします。

○記者 FACTAのミヤジマです。

名実ともに勧告権を持つ3条委員会になったという意味で、私はこれは非常に大きな一歩だったのではないかと思うのですが、勧告に至るプロセスで委員長が一番苦心された点、一番気を使った点が何なのかというのが1点ですね。

委員会には特に働きかけはなかったと聞いておりますが、やはり事務局のほうですね、規制庁のほうには、こんな一発退場みたいな勧告では困るというような話もいろいろあったと思うのですが、そういう政治的な圧力を含めて、それはなかったのか。

改めて、そういう意味で、今回の、名実ともに3条機関の勧告を出したということの達成感、この3点、伺いたいです。

○田中委員長 本勧告を出すに至るまでにはいろいろなプロセスがありました。まず、我々委員会だけで判断したというよりは、現場から上がってくるいろいろな状況を踏まえて、特に現場の皆さんの、検査官等から上がってくる情報というのは非常に大きかったと私は思っています。そういうことをきちっと尊重していかないと、安全の確保にはなかなかつながりませんので、そういうことがありましたですね。

それから、何かいろいろ、政治的なことをおっしゃっているのかもしれないけれども、それはなかったですね。幸い、何もありませんでした。それは私は大変よかったと思っています。

あとは何でしたっけ。

○記者 達成感と伺ったのですが。

○田中委員長 達成感は全然ありませんね。そういうことはありません。

○記者 改めてもう一点だけ伺いますが、この組織は勧告組織であるということが明らかになったことは、私は最大の意味があることだと思うのですけれども、私は今回は恐らく山で言ったら3,000メートル級を初登頂で登ってしまったとか、それはやはり大したものだと思っております。ただ、勧告というのは伝家の宝刀として、今回のような3,000メートル級にするのか、もう少しハードルを下げた勧告をするのかというのは、これはこの組織自体の成り立ちにも関わってくるのですけれども、勧告のあり方ですね、これを第一歩として、ある程度、勧告というものの、これがレベルになってしまうのだとしたら、なかなか勧告はもう出ないのではないかと私は思うのですけれども、勧告機関の勧告たるものは、一定の水準以上を勧告するというのが普通だと思うのですけれども、その辺のことはどうでしょうか。

○田中委員長 なかなか難しい御質問、答えにくいのですが、勧告を出すことが目的ではなくて、安全確保上、どうしても勧告のようなものを出さざるを得ないような場合には、ある意味では、ちゅうちょなくというと語弊があるのですが、しかるべき、必要に応じて勧告権を行使するという事はあるということの一つの事例になったとは思いますが、どのレベルでどうするかということではないし、前から申し上げているように、勧告というのは、出す方も受け取る方も非常に重いものですから、そう軽々に余りやるものではないだろうというのは、基本的な考えです。

○記者 記念すべき日なのでもう一点だけ伺いますけれども、いわゆる、今回やはり合議制の機関だということがよく分かったと思うのですが、勧告というのは、5人が全員合意しないと出ないものなののでしょうか。それとも、やはり勧告を出すときのルールですね。4対1でも出るのか。裁判などはそういうやり方もあるわけですがけれども、その勧告というものの出し方において、今回は5人がそろったわけですがけれども、その辺のところの頭の整理というか、ルール化というのはあるのでしょうか。

○田中委員長 そういう議論はしていませんけれども、杓子定規に言えば多数決みたいなところはありますけれども、やはり中身によるのだと思いますけれどもね。やはり今回みたいなものは、5人がそれぞれの立場で納得していただくまで、きちっと合議を重ねることが大事だと思います。

○司会 御質問はよろしいですか。クマイさんお願いします。

○記者 すみません。朝日新聞のクマイと申します。

特定重大事故等対処施設の期限の見直しについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長、委員会の方では、当初設定した期限というのが、今から見れば判断は現実的ではなかったと、お詫びしなくてはならないということをおっしゃっていましたがけれども、安全側に立つ規制の立場から見て、信頼性向上のバックアップ施設とはいえ、その延長というか、工認から5年間に改めることは問題はないのでしょうか。

○田中委員長 できるだけ速やかにという基本はあると思うのですが、委員会で申しあげましたように、国際的にもIAEAなどでも議論されているのは、やはりコンティニュアス・インプローブメントという、要するに、安全性の向上に終わりはないし、常に続けなければいけない。そういうことをやっていくときに、バックフィット制度というのは非常に、受ける方からいうと非常に大きな負担になりますよね。それを余り杓子定規にやると、結局、結果的には、その制度自身の適用が非常に、だんだんだんだんハードルが上がっていくということがあるので、そこのところはある程度合理的にやっていくべきである。例えば、別に原子炉だけではない、問題ではないのですが、運転利用、いろいろな意味で社会的なインパクト、いろいろな貢献もあるわけです。プラスの面も。ですから、そういったこともある程度踏まえながらやっていかないと、本当の意味での安全の向上につながらないよというのが、国際的な、一般的な考え方になっています。

ただし、今日も申し上げましたけれども、やはり安全上のリスクの度合いですね。に
応じて、そこがどういうバックフィットにするか。具体的に。それは個別にこれからい
ろいろ出てくると思います。

今の段階では、シビアアクシデント対策については、もう基本的には即時適用でやっ
ていますが、今回の特重というものは、あくまでも今のシビアアクシデント対策の即時
適用の中でも、一定程度のテロ対策とかそういうものに対しての備えは求めています。
ですから、それに加えて更にもっと信頼性というか、もう一つレベルを上げるという意
味でのものなので、少しそこは現実的にそれが設置できない。できるようにというか、
それをやっていく必要があると。

それで、結局、今考えればそうなのかもしれないけれども、20以上の施設がぼうっと
審査で一遍に、1年やそこらで済むわけはなかったわけですね。しかも今回のような。
そうすると、平成30年7月7日と切ったこと自体が、ここでも申し上げますけれども、
私のやはり見込み違い。不明だったと思うのです。当時の委員会としての。

やはりどうしてかという、特重施設というのは、本体のSs、基準地震動とか基準津
波とか、そういうものが全部決まってからでない、審査に入れないし設計もできない
というものですから、そういうことを考えると、その本体の審査がまだ手もつしていな
いようなものもありますね。だから、そういうところを考えると、やはりそこは安定的
に、きちっと安全性の向上につながるような仕組みにしないといけないということで、
今回のような基本的考え方を踏まえた特重についての、本体の工事認可が出たとき、後
から。工事認可が出るということは、そういった基本的な設計要件が決まりますので、
その段階から特重施設の審査をして、それで工事期間も考えると、まあ5年ぐらい置い
た方がいいのではないかとということで、今回のような改定に至ったということです。

○記者 分かりました。

とはいえ、平成30年7月という期限はあって、一部の事業者はその申請を出してきて
いて、一方で、全然まだ出す準備もできていなかった一部の他の事業者から見れば、期
せずというか、ちょっと配慮を受けたというような印象に映るのですけれども。

○田中委員長 いや、出てきているところもありますけれども、結局、本体のところとの
関係で、特重だけが先行して終わるということはないのですよね。結局、同じ敷地なら
敷地に対するいろいろな、先ほどのような地震動とか津波とか、いろいろな条件が全部
決まってこないと進みませんので。

だから、これはある施設を見て考えたというよりは、今後ずっと後ろに20ぐらいあり
ますよね。今後、今、申請が出てきている。そういうことを考えたときに、私たちの実
際の審査のプロセスを考えると、そうせざるを得ないのではないかと、そうするの
が適切ではないかとということで決めたことであって、決して出ているから、出ていない
からとか、そういうことではありません。

○司会 よろしいですか。そしたら、先ほど、マサノさんで、2人目。ちょっと後ろ。それで3人目で、タケオカさんがですか。4人ということ。ちょっと時間もあれですので、簡潔に。

あと、では、モリさんでいきましょうか。6人ですね、ありますので、すみませんが、簡潔に質問の方をお願いいたします。

○記者 フリーのマサノです。

勧告文を読みました。指導しても命令しても適正性がないと、保安措置を満たしていないということで、今回勧告ということになったと思いますが、それであれば、許可基準を満たしていないということで、取消し、許可しないということが規制機関としてはできたと思うのですが、なぜ規制ではなく勧告になったのでしょうか。

○田中委員長 許可を取消すということは、今、存在しているもんじゅという施設を誰かが引き取らなければいけませんよね。許可しないということで、それを誰も。

○記者 許可しなければ。はい。

○田中委員長 今、止まっていますが、ある一定程度の炉規法上の適用を受けているわけですから、そういうこともありますし、余り許可を取消すとか何かという段階ではまだないと。要するに、動かさなければリスクは相当低いわけですから、そういう段階での、今、措置です。

だから、許可取消しを全く否定しているわけではないのですが、今の段階でそういう極端なところまでやるのは、適切だとは私どもは判断しなかったということです。

○記者 炉規法上は、事業者が運転できるかどうかを見て規制するということだと思のですが、それをなぜやらないのかなと考えたときに、田中委員長の身になって思ったのですが、高速増殖炉もんじゅを不許可にしてしまった場合、取消してしまった場合は、おっしゃるように、それでもうついでしてしまうわけですね。そうすると、核燃料サイクルの穴があいて、そうすると、国がやっている核燃料サイクル政策自体に穴があく。それは原子力規制委員会として、いわば、言葉は悪いですがけれども、泥をかぶりたくなかった。そこで、文科省さん、判断してくださいよ、というふうになったのではないかと思います。

○田中委員長 全く違いますね。核燃料サイクルについては、私どもの立場からあれこれ申し上げるつもりはありませんけれども、もんじゅがないと核燃料サイクルが成り立たないというふうにお考えのようですけれども、必ずしもそうではないということは、経産大臣もおっしゃっていますよね。だから、それはそういう理解をされていること自体が本当にいいのかどうかということですが、そのことの是非については、私、今、申し上げる立場ではありませんから、何も申し上げません。

○記者 はい。もう最後です。

○司会 それでは、簡潔をお願いいたします。

○記者 はい。

核燃料サイクルにもし穴が空いたという判断がもしできた場合ですね。そうすると、今、動いている原発も、使用済核燃料をどこに持っていくかというところまで波及してしまうと思うのですが、それについてお考えは何かありますでしょうか。

○田中委員長 今の段階ではありません。

○記者 ありがとうございます。

○田中委員長 はい。

○司会 そうしましたら、クマイさんの後ろの方。はい。

○記者 フリーランス記者のカミデと申します。

今のもんじゅのマサノさんの質問とかぶるのですが、大臣もおっしゃっていたように、今日の経産大臣の会見でちょっと質問いたしまして、今、行政事業レビューで使用済燃料の運搬船なんかが無駄遣いだということで、そういうのはよくないということで、その辺は河野大臣だけではなくて菅官房長官も重要な指摘と言っていて、一応、外堀がだんだん埋まってくるようにも読み取れる、そういう動きもあるのですが、それについてどう思うかということを経産大臣にお聞きしまして、やはり改めまして核燃料サイクルとエネルギー基本計画の推進には変わりはないと明確におっしゃったのですが、その辺については、もうそれ以上、先ほど言われたような自分が言うべきことではないという以上のこと、それ以上の御所見はございませんでしょうか。

○田中委員長 はい。そのとおりです。

○記者 分かりました。

○司会 よろしいですか。

そうしたら、その手前の。

○記者 愛媛新聞社のヤマモトと申します。

8、9両日にあった原子力総合防災訓練について、委員長の所感と、あと、訓練を終えた地元住民からはやはり不安の声、本当にこんなことで逃げられるのかという感想がいろいろ聞かれたようなのですけれども、それに対する評価をお聞かせいただけますか。

○田中委員長 防災訓練の評価はまだ済んでいないので、今、あれこれ申し上げる段階ではないと思います。

それから、住民の方に御協力いただいて防災訓練をやったということは、私はよかったことだと思います。そこでいろいろな反省点があれば、それを改善していくということになると思います。住民の方が不安があるとすると、やはりそれについても改善を図っていくということが必要になると思います。具体的にどうするかは、これからの問題だと思っています。

○記者 まだ評価はこれからということなのですからけれども、現時点で訓練を通して何か課題を感じられていることというのはございますか。

- 田中委員長 余り具体的な課題を、今、私自身が思っているわけではありませんですね。私はずっと官邸にいましたこともありますけれども、2日目には地域の皆さんが中心になってやったということがあります。いくつか多分反省点が出てくるとは思いますけれども、それはそれとして、今後、対応していけばよろしいのではないかと思います。
- 司会 そうしましたら、タケオカさん、モリさん、ハナダさんと。時間もだんだんなくなってきたので、すみませんが、よろしくお願ひいたします。簡潔にお願いします。
- 記者 共同通信のタケオカと申します。
- もんじゅの将来的な運転再開についてお尋ねします。
- 先日の児玉理事長を呼んだ臨時会でも、燃料が古びてきて出力が出るか分からないとか、あと、新しい燃料を作るにしても、その加工施設が規制基準に適合する必要とか、それと、もんじゅ本体についても施設の老朽化が進んでいるということなのですからけれども、そういう状況の中で、もんじゅの将来的な運転再開の現実性について、委員長はどのようにお考えでしょうか。
- 田中委員長 私どもの立場からは、そういった、今、御質問のようなことの、潜在的にはそういうのがありますよということだけはこの前は議論の中でちょっと出ただけで、それをどうするかということについての判断はやはり当事者の方で、今日は文科大臣に勧告をお出ししたので、その中にそういったことも含めて考えていただくことになるのだらうと思いますけれども。
- 記者 それと、もう一点だけ。今日の勧告の内容の2つ目の文章で、主体が見つからない場合に施設のリスク低減に向けて抜本的対策ということなのですからけれども、委員長自身として具体的に、例えば、もんじゅのリスクを下げる対策というのは、何かお考えがあれば、例示でも構いませんので、お願いします。
- 田中委員長 個人的にはいろいろ考えられますけれども、それをどういうふうにかという事は、やはり勧告を出した立場でこうだ、ああだということ今の段階で申し上げることではないと思います。その回答というか、対応策をよく見きわめて、それから委員会の中でよく検討していきたいと、そういうふうに思います。
- 司会 では、次はモリさん。
- 記者 日本テレビのモリです。よろしくお願ひします。
- 一番最初の質問とちょっと関連するのですが、馳大臣の方から、具体的な今後の対応を検討する場を設けるといふ話がありました。これは規制委としての考え方をお尋ねするのですが、規制委としてはそこには入らないということだったのですが、仮に文科省がそういう場で何かを決めた場合にしても、最終的な判断はやはり文部科学省として行うべきだといふふうにお考えでしょうか。
- 田中委員長 大臣がおっしゃったそういうのがどういうものなのか、全然イメージが湧

かないのですよね。ですから、一般論として何となくそういう関係者でよく対応を、知恵を出してもらおうという意味でおっしゃったのかなとは思いますが、結局、委員会の名前で大臣に出しているわけですから、もし回答を頂ける、報告を頂けるとすると、別に強制力はありませんけれども、それはやはり大臣の名前で返していただくのが一番適切だとは思いますが。ただ、それをどうでなければいけないというようなものでもありません。

○記者 分かりました。

あと、もう一点なのですけれども、先週の会見でも委員長がお話しになっていた、もんじゅの今回新たに運営主体となる場所は、もんじゅ、高速増殖炉に対して十分な知見を持っているところでなければならぬということをおっしゃっていたと思うのですが、普通に考えると、やはり現時点ではないのではないかとというのが圧倒的な一般の人も含めての意見だと思っておりますが、このあたり、委員長として、お答えづらい部分もあると思うのですが、いかがでしょうか。

○田中委員長 ないというのを今、言い切るわけにはいきませんので、それはどういうふうな御判断をされるかということは、私どもの方から何か言うような段階ではありませんので、それはそういうバウンダリも含めていろいろな検討がされるのだらうと思っております。

○記者 分かりました。

○司会 次はハナダさんですが、他にまだ質問されていない方で質問したいという方はいらっしゃいますか。もしいらっしゃらなければ。

では、ドウトレイさんは次で、ハナダさん。

○記者 NHKのハナダと申します。

ちょっともんじゅの関係でお伺いしたいのですけれども、今回の勧告はもんじゅの安全性に関するもので、政策とは別だということは踏まえた上でなののですけれども、先ほど委員長がおっしゃられていたように、もんじゅができなければ高速増殖炉ができないというものでも、直結はしないとは思っておりますけれども、ただ、このもんじゅの今回の問題を踏まえると、やはり高速増殖炉の実現に向けた研究とか、保守管理というのがやはり進んで、構築されていないというふうなことに繋がっているのかなと感じています。

委員長として、今の日本の高速増殖炉の実現に向けた研究とか保守管理の進捗というふうな現状については、どのように見られているか、まず伺わせてください。

○田中委員長 もんじゅ中心で高速増殖炉の研究開発をされてきたということは承知しておりますけれども、現状どのレベルかということ、世界でもほとんど高速炉の研究というのは余りやっていませんので、余りその辺について私の個人的評価を申し上げることは控えたいと思っておりますけれども。

○記者 分かりました。

あともう一点、別件の特重の関係なのですけれども、先ほどのお話にありましたように、合理性もありますけれども、できるだけ早期にやはり設置することが望ましいという点もあると思うのですけれども、今回の審査の現状を踏まえて、本体の工認から5年間猶予という形に変わっていくと思うのですけれども、今後、更に延長することは基本的にはないという考えでよろしいでしょうか。

○田中委員長 こういうものは、余り度々変えたら逆に信頼をなくしますので、やはり現実、かなり我々も実績を、この3年間いろいろな経験をして、5年できちっと作っていただけのだろうし、5年で作れないようでしたら、今日も最後に私、申し上げましたけれども、やはりそこは運転停止になるのですよねということで確認させていただきましたので、そのことは事業者の方もきちっと受け止めていただけると思うし、受け止めていただくよう指導していきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、次、ドウトレイさんで、もしよければドウトレイさんで最後にさせていただければと思います。

○記者 TBSのドウトレイと申します。

今日の勧告の2点目の方について、先ほど来、質問が出ていて、かぶる部分もあるのですけれども、ちょっと改めて確認をさせていただきたくて、安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅの在り方を抜本見直しということなのですけれども、もんじゅの安全上のリスクを構成しているのは、主に核燃料の存在とナトリウムの2つだと思うのですけれども、例えばの話で恐縮ですけれども、ナトリウムと核燃料をあそこの建物から除けば、もんじゅ自体のリスクというのは相当低減すると思うのですけれども、例えば、そういう状態というのは、ここでおっしゃっている在り方の抜本的な見直しというものに含まれるのかどうかという点をお伺いできますか。

○田中委員長 それを抜本的な低減だというふうに言うかどうかというのを、今、私だけの判断で申し上げることは余り適当ではないと思いますけれども、原子炉ですから、燃料がなくなって冷却材がなくなれば、普通はいわゆる原子炉としてのリスクは下がると思います。それをどういうふうに判断されるかは分かりませんが、それは御指摘のことを否定するつもりはありません。

○記者 もうほぼお答えいただいていると思いますけれども、その抜本見直しのレベルをどこにするかというのも現時点では定まっていなくて、実際、返ってきたものを見て議論という、そういう理解でいいですか。

○田中委員長 そういうことになると思います。

○司会 それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。お疲れさまでござい

ました。

—了—